

2019 年度

# F P に関する制度改正資料

金融資産運用設計

不動産運用設計

ライフプランニング・リタイアメントプランニング

リスクと保険

タックスプランニング

相続・事業承継設計

2019 年 4 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。

F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。

なお、**該当ページ**には、2018 年度版 A F P テキストの該当ページを記載しています。

山田コンサルティンググループ株式会社

## <金融資産運用設計>

### 1. ゆうちょ銀行の預入限度額が変更されました。

2019年4月1日より、ゆうちょ銀行の預入限度額が変更されました。

商品名	変更前の預入限度額	変更後の預入限度額
通常貯金	合わせて1,300万円	<b>1,300万円</b>
定期性貯金		<b>1,300万円</b>

該当ページ P27

### 2. N I S A口座保有者の出国に伴う対応が見直されました。

N I S A（一般N I S A、つみたてN I S A）口座は、居住者等が海外転勤などによって一時的に出国する場合、N I S A口座から課税口座へ対象商品を移管しなければなりませんでした。

しかし、2019年4月より、居住者等がその出国の日の前日までに「継続適用届出書」を提出することによって、その出国時から「帰国届出書を提出する日」または「継続届出書を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日」のいずれか早い日までの間は、引き続きN I S A口座を利用できるようになりました。

ただし、帰国するまでは、新たに上場株式等を受け入れることができません。

該当ページ P80

## <不動産運用設計>

### 1. 容積率算定の基礎となる延べ面積に算入されない床面積について見直されました。

2018年9月25日より、老人ホーム等の共用の廊下・階段の用に供する部分の床面積について、共同住宅と同様に、容積率算定の基礎となる延べ面積に算入されないこととなりました。

該当ページ P60

2. 土地の売買による所有権移転登記についての登録免許税率の軽減措置の適用期限が延長されました。

土地の売買による所有権移転登記についての登録免許税率の軽減措置の適用期限が、2021年3月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	<u>2019</u> 年3月31日	<u>2021</u> 年3月31日

該当ページ P101

## <ライフプランニング>

1. 教育一般貸付（海外留学資金）の留学期間の要件が緩和されました。

海外留学資金として上限450万円の融資を受ける際の要件である留学期間が、6ヵ月以上から3ヵ月以上になりました。

該当ページ P126

2. 年金担保貸付は2022（令和4）年3月末日（予定）で申込受付が終了します。

年金担保貸付制度は、平成22年12月の閣議決定において廃止されることが決まり、事業規模が縮減されてきましたが、厚生労働省から「令和4年3月末日の予定で申込受付を終了する」旨の方針が示されました。

該当ページ P140

## <リタイアメントプランニング>

1. 全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率が改正されました。

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の保険料率（都道府県別）、および介護保険料率（全国一律）が改正されました。

	改正前	改正後
保険料率	9.63%～ <u>10.61%</u> (全国平均 10.00%)	9.63%～ <u>10.75%</u> (全国平均 10.00%)
介護保険料率	<u>1.57%</u> (全国一律)	<u>1.73%</u> (全国一律)

該当ページ P28、P56（ライフプランニング P39）

2. 国民健康保険の保険料率の上限額が引き上げられました。

2019（平成 31）年 4 月 1 日より、国民健康保険の保険料率の上限額が引き上げられました。

	改正前	改正後
国民健康保険の 保険料率の 上限額	年額 <u>77 万円</u> （基礎分 <u>58 万円</u> 、後 期高齢者医療支援金分 19 万円。 介護分を除く） （介護分を含む場合は <u>93 万円</u> ）	年額 <u>80 万円</u> （基礎分 <u>61 万円</u> 、後 期高齢者医療支援金分 19 万円。 介護分を除く） （介護分を含む場合は <u>97 万円</u> ）

該当ページ P31、P48

3. 国民年金保険料が改正されました。

2019（平成 31）年度の国民年金保険料は次のとおりです。

国民年金保険料	月額 16,410 円
---------	-------------

該当ページ P82

4. 老齢基礎年金の額（満額）が改正されました。

2019（平成 31）年度の老齢基礎年金の額（満額）は次のとおりです。

老齢基礎年金の額（満額）	780,100 円
--------------	-----------

該当ページ P95、P109

5. 振替加算の額が改正されました。

2019（平成 31）年度の振替加算の額は次のとおりです。

振替加算の額	224,500 円～15,042 円※
--------	---------------------

※振替加算の額は、振替加算が加算される老齢基礎年金の受給権者の生年月日によって異なります。

該当ページ P97

6. 老齢厚生年金の定額部分の計算における単価（「1,628円×改定率」の額）が改正されました。

2019（平成31）年度の老齢厚生年金の定額部分の計算における単価は次のとおりです。

2019（平成31）年度単価	1,626円
----------------	--------

該当ページ P105

7. 加給年金額が改正されました。

2019（平成31）年度の加給年金額は次のとおりです。

65歳未満の配偶者	224,500～390,100円※
子	2人目までは1人につき224,500円
	3人目以降は1人につき74,800円

※配偶者の加給年金には、受給権者の生年月日によって特別加算がありますが、表の金額は特別加算も含めた金額です。

該当ページ P108

8. 在職老齢年金の支給停止基準額が変更されました。

2019（平成31）年度の在職老齢年金の支給停止基準額は次のとおりです。

60歳以上	支給停止調整開始額	28万円
65歳未満	支給停止調整変更額	47万円
65歳以上	支給停止調整額	47万円

該当ページ P114、P116、P117

9. 障害基礎年金の額が改正されました。

2019（平成31）年度の障害基礎年金の額は次のとおりです。

障害等級1級	975,125円
障害等級2級	780,100円
子の加算 (1級・2級共通)	2人目までは1人につき224,500円 3人目以降は1人につき74,800円

該当ページ P132

10. 障害厚生年金の配偶者の加算額が改正されました。

2019（平成 31）年度の障害厚生年金の配偶者の加算額は次のとおりです。

配偶者の加算 (1 級・2 級共通)	224,500 円
-----------------------	-----------

該当ページ P134

11. 障害等級 3 級の障害厚生年金の最低保障額が改正されました。

2019（平成 31）年度の障害等級 3 級の障害厚生年金の最低保障額は次のとおりです。

最低保障額	585,100 円
-------	-----------

該当ページ P134

12. 遺族基礎年金の額が改正されました。

2019（平成 31）年度の遺族基礎年金の額は次のとおりです。

遺族基礎年金の額	780,100 円
子の加算	2 人目までは 1 人につき 224,500 円 3 人目以降は 1 人につき 74,800 円

該当ページ P138

13. 中高齢寡婦加算の額が改正されました。

2019（平成 31）年度の中高齢寡婦加算の額は次のとおりです。

中高齢寡婦加算の額	585,100 円
-----------	-----------

該当ページ P144

14. 全国国民年金基金が設立されました。

2019（平成31）年4月に各都道府県にある47の地域型国民年金基金と、職業ごとにある22の職能型国民年金基金が合併し、「全国国民年金基金」となりました。なお、以下3つの職能型国民年金基金については全国国民年金基金とは合併せず、従来どおり各国民年金基金として事業運営を継続します。

- ・ 歯科医師国民年金基金
- ・ 司法書士国民年金基金
- ・ 日本弁護士国民年金基金

該当ページ P186

## <リスクと保険>

1. 地震保険の総支払限度額が引き上げられました。

1回の地震等による総支払限度額が11.3兆円から11.7兆円に引き上げられました。

該当ページ P107

## <タックスプランニング>

1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例が創設されます。

個人が、その対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である住宅を取得等し、2019年10月1日～2020年12月31日までの間にその者の居住の用に供する場合、1年目以降の3年間において、「建物購入価格（消費税抜価額）※の2%を3等分した額」と「10年目までの仕組みと同じ方法で計算した額」のいずれか少ない額を控除することができます（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例）。

※4,000万円（認定長期優良住宅等は5,000万円）が上限

該当ページ P76、P77、P78、P102、P103

2. 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例が見直されました。

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例が2023年12月31日まで延長されるとともに、「被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続開始直前まで老人ホーム等に入所していたことにより、居住の用に供さなくなった家屋等の譲渡であること」等の要件のもと、被相続人が老人ホーム等に入所したことにより居住の用に供さなくなった家屋または敷地の譲渡についても適用を受けることができるとされました。

該当ページ P119

### 3. 法人税率（普通法人）の税率が変更されました。

普通法人についての法人税率が下記のとおり変更されました。

<法人税率（普通法人）の税率>

	資本金 または 出資金	所得金額	税率		
			2016年4月1日 から2018年3月 31日の間に開始 する事業年度	2018年4月1日 から2021年3月 31日の間に開始 する事業年度	2021年4月1日 以後に開始する 事業年度
普通 法人	1億円超	—	23.4%	23.2%	23.2%
	1億円以下	年800万円以下の部分	15%	<b>15%</b>	<b>19%</b>
		年800万円超の部分	23.4%	23.2%	23.2%

該当ページ P157

## <相続・事業承継設計>

### 1. 自筆証書遺言の作成に係る要件が緩和されました。

自筆証書遺言については、「遺言の全文」「日付」「氏名」は必ず自分で書かなければなりません。2019（平成31）年1月13日以後に作成する自筆証書遺言については、パソコンなどで作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書などを目録として添付したりすることができるようになりました。ただし、財産目録のすべてのページに署名押印をしなければなりません。

該当ページ P29

### 2. 「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が見直されました。

#### (1) 適用期限の延長

適用期限が2021（令和3）年3月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2019（平成31）年3月31日まで	<b>2021（令和3）年3月31日まで</b>

該当ページ P98

## (2) 受贈者の所得金額要件の新設

受贈者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であることが適用要件に加わりました。

該当ページ P98

## (3) 贈与者が死亡したときの残額に係る課税の取扱い

契約期間中に贈与者が死亡して残額がある場合、その残額は贈与者に係る相続税の課税対象となりません。ただし、贈与者の死亡前3年以内に本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡日における残額（贈与者の死亡前3年以内に取得した価額に対応する残額に限る）は贈与者に係る相続税の課税対象となります（2019（平成31）年4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用され、かつ、同日以後に本措置の適用を受けた価額のみが含まれる）。なお、贈与者の死亡日において以下のいずれかに該当する場合には、上記の取扱いは適用されません。

- ㊦ 当該受贈者が23歳未満である場合
- ㊧ 当該受贈者が学校等に在学している場合
- ㊨ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

該当ページ P98

## 3. 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が見直されました。

## (1) 適用期限の延長

適用期限が2021（令和3）年3月31日まで延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2019（平成31）年3月31日まで	<b>2021（令和3）年3月31日まで</b>

該当ページ P99

## (2) 受贈者の所得金額要件の新設

受贈者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であることが適用要件に加わりました。

該当ページ P99

4. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例のうち、「特定事業用宅地等」の要件が強化されました。

2019（平成 31）年 4 月 1 日以後に新たに事業の用に供された場合で、かつ、相続開始前 3 年以内に事業の用に供された宅地等は特例の対象から除外されます（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の 15%以上である場合を除く）。

該当ページ P144

5. 個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が創設されました。

(1) 相続税の納税猶予制度

- ①相続等により、特定事業用資産<sup>(注)</sup>を取得し、事業を継続していく場合には、
- ・後継者（認定相続人）が納付すべき相続税額のうち、
  - ・相続等により取得した特定事業用資産の課税価格<sup>(※1)</sup>に対応する相続税の納税が猶予されます。

(※1) 債務がある場合には、債務（明らかに事業用でない債務を除く）を控除した額

- ②2024（令和 6）年 3 月 31 日までに都道府県に承継計画を提出し、相続時において担保の提供等が必要となります。
- ③小規模宅地等の評価減の特例（特定事業用宅地等）との併用は出来ず、選択適用になります。

(注) 特定事業用資産とは、現事業者の事業（不動産貸付事業等を除く）の用に供されていた

- ・土地（面積 400 m<sup>2</sup>までの部分に限る）
  - ・建物（床面積 800 m<sup>2</sup>までの部分に限る）
  - ・建物以外の減価償却資産（機械装置、工具器具備品、車両運搬具等）<sup>(注2)</sup>
- で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの

(注2) 固定資産税または営業用として自動車税もしくは軽自動車税の課税対象となっているもの等

(2) 贈与税の納税猶予制度

- ①贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、
- ・後継者（認定受贈者）が納付すべき贈与税額のうち、
  - ・贈与により取得した特定事業用資産の課税価格<sup>(※1)</sup>に対応する贈与税の納税が猶予されます。

②2024（令和 6）年 3 月 31 日までに都道府県に承継計画を提出し、贈与時において担保の提供等が必要となります。

③贈与税の納税猶予制度の主な留意点は以下のとおりです。

- ・認定受贈者は 20 歳以上であること。
- ・贈与者が死亡した場合には、特定事業用資産を贈与時の時価で取得したものとみなして相続財産に加算し、相続税を計算する（なお、都道府県の確認を受けた場

合には、相続税の納税猶予制度に切り替えることができる)。

- ・認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年の1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税制度の適用を受けることができる。

(3) 適用時期

2019(平成31)年1月1日から2028(令和10)年12月31日までの間に相続等または贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税について適用されます。

該当ページ P186 の後

2019年度

F Pに関する制度改正資料

2019年5月31日発行

制作・著作・発行

山田コンサルティンググループ株式会社

無断複写・複製・頒布を禁じます。